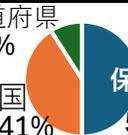
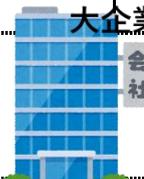
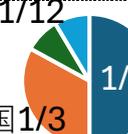


	対象者	保険制度	保険者	財源の内訳
年金制度	【第1号被保険者】 自営業者、学生、無職 (20~60歳未満) 	国民年金		国：保険料 50%  基礎年金
	【第2号被保険者】 被用者（会社員）、公務員 (70歳未満の厚生年金被保険者) 	国民年金 + 厚生年金 (共済年金含む)	政府 (国が統一運用)	厚生年金 100% 保険料 労使折半 
	【第3号被保険者】 2号に扶養される配偶者 (20~60歳未満) 	国民年金 (厚生年金なし)	2015年一元化	
医療保険	自営業者 (基本的に扶養は無し) 	国民健康保険	市町村 & 都道府県	都道府県 9% 国 41% 保険料 50% 
	特定の業種の自営業者 (及び扶養家族) 	国民健康保険組合	国民健康保険組合	保険料 100% 労使折半
	中小企業の被用者 (及び扶養家族) 	協会けんぽ	全国健康保険協会	国 16% 折半 保険料 84% 
	大企業の被用者 (及び扶養家族) 	組合健保	健康保険組合	保険料 100% 労使折半
	公務員 (及び扶養家族) 	共済組合	国家公務員 地方公務員 私学教職員など	保険料 100% 労使折半
	船舶乗組員 (及び扶養家族) 	船員保険	全国健康保険協会	国 16% 折半 保険料 84% 
	後期高齢者 (75歳以上および 65歳~74歳で一定の障害状態) 	後期高齢者医療制度	後期高齢者医療広域連合	都道府県・市町村 1/12 国 1/3 1/2 保険料 
雇用保険 正規社員 、および 一定の基準※1 の被用者 	失業等給付 育児休業給付 雇用保険二事業 ①② (※3)	政府	国 1/4 3/4 保険料 労使折半 保険料 100% 事業主負担	
労災保険 全被用者 不法労働者※2 なども 含まれる 	労災保険	政府	保険料 100% 事業主負担	
介護保険 65歳以上の要支援・要介護者等 40歳以上の 特定疾病 	介護保険	市町村 & 都道府県 (広域連合含む)	市町村 1/8 都道府県 1/8 国 1/4 1/2 保険料 	

※1、一定の基準とは、週20H以上で継続して31日以上雇用が見込める者。

※2、日雇い、学生アルバイト、違法就労など業種や形態に左右されず全ての者。

※3、①雇用安定事業②能力開発事業→①②は事業主のみが保険料を負担し、被用者の負担はありません。